

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
 http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

「今は悟りの境地です」と語っていた旅館を経営するお客様が震災を乗り越え、旅館の建て替えを終えて再生・復活を遂げます。事業継続を諦めかけた時「旅館を継ぎたい」という息子さんの言葉に勇気づかれ、地域復興のモデルを目指しました。

目標を決めた時、力は一点に集中され、一途な信念は人の心を動かします。茨城県に認められた復興計画は金融機関の支援を受けて実行に移されました。

壁を前にして諦めずにチャレンジし続けられるか。勝利の女神に試されている今が真価を發揮する時です。

私の書棚より

○自分ひとりでできることからはじめみるのは、つまり、協力してくれる仲間を見つけるためです。人任せにして自分ではじめなければ、仲間さえも見つかりません。

○黒字転換に必要なたった一つのこと。それは、何があっても変わらない本業としての存在感を持った上で、変わり続けることなのだと思います。

「老舗手ぬぐい問屋のV字回復術」
神野哲郎著 星雲社

税務アンテナ

□法人が個人に支払う原稿料や講演料、経営コンサルタントに支払う報酬、雇用契約等を締結することにより支払う支度金等は支払いの都度 10.21 %の源泉徴収をしなければなりません。ただし、同一人に対して 1 回に支払う金額が 100 万円を超える場合には、その超える部分については 20.42 % となります。

また、集会や講演会での司会者、助言者、研究発表者等に支払う謝金は、講演料に該当しないため、源泉徴収の対象にはなりません。ただし、あらかじめ一定の委嘱期間が定められている場合には、出席の都度支払いがあっても、給与として源泉徴収しなければなりません。

□消費税の免税事業者や「簡易課税制度選択届出書」を提出している課税事業者が、多額の設備投資や建築費について消費税の還付を受けるためには、その還付を受けようとする課税期間の開始日の前日までに、免税事業者は「課税事業者選択届出書」を、「簡易課税制度選択届出書」を提出している課税事業者は「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出しなければなりません。

また、被相続人が提出した消費税の各種届出書の効果は、事業を承継した相続人には及ぼしませんので、相続のあつた日の属する課税期間中までに、新たに提出しなければなりません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

5月の税務スケジュール

10日	○4月分の源泉所得税の納付 (休日につき 12 日)
31日	○3月決算法人の確定申告 ○9月決算法人の中間申告 (予定申告) ○6月、9月、12月決算法人の 消費税中間申告 (休日につき 6月 2 日)

31日	○5月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき 30 日)
-----	--

今月の贈る言葉『必要なものは、いますべてあなたの中にある』 by アソニー・ロビンス